熊谷市子育て支援･保健拠点施設整備事業

■基本契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	項目名	質問の内容	質問への回答
1	－	第10条	5				維持管理・運営業務	後継維持管理・運営企業候補者への地位の継承は、契約解除対象となる維持管理・運営企業がＳＰＣの株主である場合、その株式も継承されると考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務の引継ぎが生じた場合の状況下によりますが、原則としてご理解のとおりです。
2	－	第12条					違約金	違約金の連帯債務規定について、原案の通りですと構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり、参入障壁が高くなるため、帰責者が連帯して債務を負担する建付けとなるようご再考願います。	違約金の対象となるのは、本契約第12条各号の事由です。 本条は、応募グループを構成する企業を選定する責任は各企業にあるとの考えに基づくものです。各企業の実施する業務について連帯責任を負わせる趣旨ではありません。 原案のとおりとします。
3	－	第12条					違約金	貴市が特定事業契約を解除せず、事業者が特定事業契約に従って正しく債務を履行した場合にも違約金の支払いを求められるのは過剰な負担だと考えますが、その理由についてご教示ください。	違約金の対象となるのは、本契約第12条各号の事由です。 これらの事由は、本事業の事業者選定手続に関わる重大な事由と考えています。 原案のとおりとします。